

千葉労働局職員（基準）の選考採用試験【係長級（一般職相当）】
募集要項

今般、千葉労働局における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

千葉労働局の常勤職員（事務官（基準））

2 業務内容

千葉労働局、県内労働基準監督署等における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

3 募集人員

1名

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

- ① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。
- ・ 大学を卒業した者 11年以上
 - ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
 - ・ 高等学校を卒業した者 15年以上
- ② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満62歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

6 採用日

原則、令和 8 年 7 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

千葉労働局、県内労働基準監督署等

なお、異動先により転居が必要な場合があります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書の右上の余白部分に「**基準**」と記載し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴（職業紹介、助成金、雇用保険、労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文

課題：「労災補償制度における近年の改正の動向について 1 つあげ、改正により起こりうる問題について述べてください。また、問題解決に向け、自身の業務経験をどのように活かせるか述べてください。」

文字数：1,500～2,000 文字程度（400 字詰め原稿用紙で 5 枚程度）

(3) 応募先

(1) 及び (2) を封筒に同封し、封筒に赤字で「**基準**」と明記した上で、千葉労働局総務部総務課人事第二係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記 13

のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。

また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書に赤字で御記載ください。

11 応募期限

令和8年5月18日（月）必着

※ ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますので御留意ください。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

通過した方については、**令和8年5月27日（水）予定 電話連絡し**、不合格の方については、**令和8年6月1日（月）までに郵送**で通知します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は **令和8年6月2日（火）** で実施予定

（詳細な時間及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

通過した方については、**令和8年6月10日（水）予定 電話連絡し**、不合格の方については、**令和8年6月15日（月）までに郵送**で通知します。

13 応募等に関する照会先

千葉労働局総務部総務課人事第二係

住所 〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階

電話 043-221-4311

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等を考慮し、同程度の経験年数を有する当局の職員の級・号俸を踏まえた級・号俸に決定します（一般的な例／27万円～36万円程度）。
- 2 条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当
扶養親族のある者に、子1人につき13,000円等
 - 住居手当
借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当
交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高150,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）
1年間に俸給等の約4.65か月分（令和7年度実績）

※ 給与・諸手当については、根拠法令（一般職の職員の給与に関する法律、人事院規則等）の改訂があった場合、変更されることがあります。

※ 60歳以上の方は、給与法附則第8項の規定に基づき、俸給月額等が7割水準となります。